

近世京都の宿屋と都市空間

——三条大橋西詰・中島町を中心に——

はじめに

伊勢参宮や西国巡礼など、日本の近世は旅行文化が興隆した時代である。旅をするのに欠かせないものは宿屋である。幕府によって参勤交代の人馬の継立のために街道と宿場が整備されたことは、庶民の旅行が発展する一因となった^①。街道沿いの宿場町や宿駅の設置は、幕藩制成立のために不可欠な交通政策であり、移動のための中継地点という役割が宿場町という空間に与えられた。こうした個々の宿場町についての研究事例は枚挙にいとまがないが、そのほとんどは街道沿いの宿場町に注目し、集落全体が宿場としての機能に特化した事例が扱われることが多かった。

しかしその一方で、土田良一氏は歴史地理学的な立場から、街道沿いの宿場町だけでなく、城下町の宿場について問題提起を

行い、複合的な機能を持つ都市空間の研究として城下町の宿屋を検討する必要を指摘している^②。城下町のような都市空間における宿屋街は、主要な街道沿いや都市の周縁部に立地していることが多い。それは通過する旅人の宿泊施設であると同時に、森下徹氏が萩城下を事例に指摘したように、都市に流入する不特定多数の者が最初に滞在する施設であった^③。そして時には、商人や旅人に扮して「悪人」が城下に入る入口ともなりえたという。

各地の城下町以外に、近世の都市といえば、三都とよばれる江戸、大坂、京都であろう。これらの大都市の宿は、人馬の継立のために為政者側が意図的に設置した宿場町の宿とは異なり、都市の住民の一部が旅人を相手に商売をするために開業したものである。さらに、都市への流入者の数も、他の一般の城下町とは一線を画しており、彼らを滞在させる宿屋の存在は不可欠である。し

佐々木 夏 妃

かし、三都の宿屋についてのこれまでの研究は、宿屋による裁判文書の作成などの役割や、奉公人の口入を行う人宿など、止宿以外の機能に注目してきた。^④

その一方で、保谷七緒美氏は、旅人を止宿させるといふ宿屋本来の性格に注目した。^⑤氏は、役所に所用のある「公用旅人」の宿屋を事例に、宿屋の行政の末端機構としての役割を確認し、江戸に三つ存在した宿屋仲間の中でも、「公用旅人」を泊める宿屋と、それらに一切関与しない宿屋に分化してゆくことを示した。また、宿泊客の区分をめぐる宿泊業者間の争いの様子を考察した。

保谷氏の論点をふまえ、宿屋が近世の下層社会を構成する場となりえた点に注目した吉田伸之氏の視点は、近世都市を捉える上で重要であると考えられる。しかし、三都の宿屋が旅行者の滞在の場となったという宿屋本来の役割についての研究は、依然十分とはいえない。^⑦また、宿屋について為政者の方針や意図のみに焦点を当てるのではなく、大都市に生活する民衆による宿屋渡世が旅人などのような形でかわかり、それが都市空間にどのように影響したのかを明らかにする必要がある。

そこで本稿では、京都を例として、近世の大都市で展開する宿屋渡世の制度的な特徴と、都市空間における宿屋街の地理的な特徴を検討したい。鎌田道隆氏が論じたように、近世の京都は古代

以来の政治・経済中心都市から、観光都市へと転換したと捉えることができる。^⑧西国巡礼や伊勢参宮の道者が見物に立ち寄り、古来より由緒のある寺社が多く存在したことも旅人を引き寄せる要因となった。このような京都の観光地・旅行先としての性格は文献史学のみならず、歴史地理学の分野においても注目されている。しかし、京都を旅行という視点で取り上げた場合、洛中洛外の名所やそれらを記載した各種案内記・地誌研究に視点が集中し、大都市であるにも関わらず、旅行者の滞在を支える宿屋や観光施設的な場についてはあまり具体的に把握されていない。^⑩鎌田氏も京都で多くの宿屋が営まれていたことに言及してはいるものの、宿泊業者の全体的な動きまでは論じていない。旅人の滞在場所は旅行先に不可欠な施設であり、それらの存立構造を知ることによって観光都市としてのより動的な実態も把握できると考える。

ゆえに本稿では、近世京都における制度的な宿泊業の集団化・組織化について検討するとともに、その過程で並行して生じた宿屋集積地の形成と立地条件を考察し、さらにその立地に起因する宿屋街の特徴を指摘したい。まず第一章では、会所の設置という事実から、近世の京都の宿屋が集団化・組織化し、宿屋渡世のための利権を制度的に認められる過程をたどる。この過程において宿屋以外の宿泊業者との区別や営業地の制限が明確になり、客引

きなどの秩序が都市空間にみられるようになる。このことは、宿屋の社会集団化と、三条通・五条通・六角堂界限という特定の宿屋街が形成される要因の一つともなる。

そこで第二章では、中島町を中心として、近世京都の都市空間における宿屋の集積地の立地条件を検討する。中島町の東端には東海道の帰着点となる三条大橋があり、京都の玄関口にあたる。当時の各地誌や案内記にも宿屋の存在が紹介された宿屋集積地であり、三条大橋自体も『都名所図会』などに紹介された「名所」である。このような中島町が持つ立地条件の優位性を旅人のまなざしを通じて検証する。

そして第三章では、中島町文書を活用して、^①都市の玄関口という立地条件に起因する宿屋街の特徴を探る。具体的には、京都の出入口という三条大橋の維持・管理に中島町が関わっていたことを確認した上で、東海道からの客に対する慣行に焦点をあてる。残念ながら中島町の個々の宿屋に関する史料は知られておらず、本稿では経営史的な分析に踏み込むことはできないが、中島町文書からは右のような宿屋街の特徴を見いだすことが可能である。本稿では、以上の視点を通じて都市の宿泊施設の機能と特徴を歴史地理学的に考察することを目的とする。

① 寺社参詣、民衆の旅について代表的な研究としては、新城常三氏

の「新稿社寺参詣の社会経済史的研究」（讀書房、一九八二年）がある。また、原淳一郎氏は「近世社寺参詣の研究」（思文閣出版、二〇〇七年）において、寺社や宗教者の社会的機能と参詣者の行動をそれぞれ考察し、近世における寺社参詣の興隆の背景に迫った。さらに「江戸の旅と出版文化——寺社参詣史の新視角——」（三弥井書店、二〇一三年）では近世の出版物と実際の旅との関わりを論じている。

② 土田良一「近世宿駅の歴史地理学的研究」吉川弘文館、一九九四年。

③ 森下徹「日本史リブレット45 武家奉公人と労働社会」山川出版社、五六〇七四頁、二〇〇七年。

④ 江戸については南和男「江戸の公事宿」（『国学院雑誌』六八一、一、六八〇七九頁、六八一、六九〇八三頁、一九六八年）などの成果がある。また、大坂の人宿について、塚田孝「宿と口入」（原直史編『商いがむすぶ人びと』吉川弘文館、一六二一―一八九頁、二〇〇七年）などがある。

⑤ 保谷七緒美「江戸の宿仲間の基礎的研究——旅人の止宿をめぐる諸問題の分析から——」（『論集きんせい』一三、一―四二頁、一九九一年）。

⑥ 吉田伸之「江戸における宿の諸相」（塚田孝編『歴史の道・再発見 第二巻 平将門から絹の道まで——東海道をあらく——』フォーラム・A、一七〇―一九七頁、一九九七年）。

⑦ 大坂の宿屋に関しては浪花講の創始や、長町の木賃宿の存在が知られている。

⑧ 鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』思文閣出版、二五五―二七三頁、二〇〇〇年。

⑨ 長谷川獎悟「『都名所図会』にみる一八世紀京都の名所空間とその表象」（『人文地理』六二―四、六〇〇七七頁、二〇一〇年）、山近博義「『京都もの』小型案内記にみられる実用性」（足利健亮先生追悼論

文集編輯委員会編『地図と歴史空間——足利健亮先生追悼論文集——』三六一～三七二頁、二〇〇年）などがある。

⑩ 近年では、旅をする主体である旅人を中心とした視点を改め、青柳周一氏（『富嶽旅百景——觀光地域史の試み——』角川書店、二〇〇二年）や、高橋陽一氏（『近世の旅先地域と諸営業——上野国吾妻郡草津村を事例に——』『地方史研究』五九・二、五～二四頁、二〇〇九年）らのように、旅人を受け入れる側（ホスト）の社会の解明に關心を寄せる研究もある。

⑪ 現在、写真版が京都市歴史資料館で閲覧できる。

第一章 京都の宿泊業

第一節 会所設置をめぐる宿屋の動向

中島町をはじめとした三条大橋界限は、宿屋街として発展し、地誌や案内記に紹介されていた。^①しかし、それ以外の町や地域でも宿泊施設が営まれており、宿屋という生業と中島町の位置付けを明確にさせるためにも、本章では当時の京都の宿泊業に関わる業態を確認した上で、その制度的な動向を追う。

近世において一般の旅人を対象にした宿泊業者を通称旅籠屋あるいは宿屋とよんだ。両者は似た言葉であるが、旅籠屋の語義は旅人に食事（旅籠）を提供する点にあり、御免株を早くから結成していた。^②一方、中・長期的に滞在する学者などは、寄宿などを利用したのであろう。このように近世の宿泊業者に関しては、業

態と語彙の使い分けを確認しておく必要がある。ここでその場所と数とともに簡単に把握しておきたい。

元禄年間に成立した『元禄覺書』の「五十一 京都茶屋有之場所、同茶屋数并旅籠屋数」によると、「旅籠屋」一九〇軒として計上されたうちには、三条大橋東橋詰町（大橋町）、三条河原町東へ入町（中島町）、五条東橋詰同式丁目（五条橋東二丁目）、六角堂前（堂之前町）など、三条大橋・五条大橋・六角堂（頂法寺）付近の町名が中心に記載されている（表1・図1）。しかしその後の享保初年頃の成立とされる『京都御役所向大概覺書』の「六十九 京都茶屋・旅籠屋有之場所、同茶屋数并旅籠屋数」には、北野や上嵯峨、祇園などの町名が「旅籠屋」所在地として記載され、三条大橋・五条大橋・六角堂界限の町名は記載されていない（表2・図2）。一方、茶屋として記載された地域について、後者は情報がやや詳細になっているもの、両者の記載に大きな差は見られない。つまり、元禄期に「旅籠屋」と分類されていた三条大橋・五条大橋・六角堂界限が、享保ごろは「旅籠屋」や「茶屋」の町としては認定されていないことになる。これは、当該地区の宿泊施設が消滅したことを意味しているのではなく、語彙の用法の違いを反映していると考えられる。その理由に風紀上の取り締まり目的があげられる。「茶屋」では旅人の止宿が禁じ

図2 『京都御役所向大概覚書』にみられる茶屋・旅籠屋



各施設の所在地・軒数については、表2を参照。ベースマップは図1と同様。凡例の大きさと数量は、各施設によって異なる。なお、表2にある上嵯峨の旅籠屋と所在地が特定できない箇所は省略した。

表2 『京都御役所向大概覚書』掲載の茶屋・旅籠屋所在地及び軒数

種類	地区名・町名(軒数)
茶屋	北野鳥居前町(13)、右同所眞盛町(19)、右同所右近馬場(10)、右同所馬喰町(6)、松下三軒町(6)、大和大路辨才天町(32)、右同所新五軒町(12)、祇園町北側(28)、右同所南側(42)、祇園南町(16)、八坂下之町(17)、右同所上之町(22)、清水三町目(39)、右同所二町目(29)、右同所四町目(43) 計15カ所334軒
旅籠屋	平野門前(11)、北野松口町(2)、上嵯峨八軒町(20)、同小淵村(6)、同井頭町(46)、同大門町(29)、同中院町(41)、同往生院町(25)、同仙翁寺村(28)、宮川筋壹町目(37)、祇園町南側(2)、同町北側(2)、高台寺門前下河原町(2)、八坂上之町(1)、大和大路辨才天町(3)、南孫橋町(1) 計16カ所256軒

(参考)『京都御役所向大概覚書』上巻、清文堂出版、1973年。

られていた。「旅籠屋」ではいわゆる「飯盛り女」などを置くことがあり、このような「飯盛はたご」と、飯盛り女を置けない宿泊業者との混同を避けるために区別する必要があったのであろう。後述するが、『京都御役所向大概覚書』に掲載されていない三条大橋・五条大橋・六角堂界隈の宿泊業者らは、後に「宿屋」と称して利権を求めるようになる。^⑤

『京都御役所向大概覚書』による限り、役所の見方としては、『元禄覚書』が旅籠屋とした宿泊業者のうち、市街地にあたる三条大橋・五条大橋・六角堂界隈のものが、「旅籠屋」ではなく、「宿屋」として区別されるようになったと考えられる。すなわち、茶屋・旅籠屋・宿屋それぞれが意図的に区別されたうえで、営業地及びその客層についても位置づけられ、幕府に把握されていたと考えられる。その理由に、都市外部の流入者の止宿の場として防犯・治安維持の意味があげられる。これらの他に後述する中・長期滞在者用の「寄宿」があった。

そこで、本稿では役所の行政において「宿屋」にあたる宿泊業者を中心に検討する。その中でも、三条大橋界隈・五条大橋界隈・六角堂界隈の宿屋たちが次第に、西国巡礼や伊勢参宮の道者らを、他の宿泊業者たちよりも特権的に客にしてゆく過程を追う。その際に『史料京都町触集成』^⑥（以下『町触』）を通覧し、制度的

な動向を確認した。

『町触』にみられる宿屋の動向に関するものの初見は、旅籠屋株の結成後、宝暦一三（一七六三）年「宿屋并貸座敷改会所」の設置のための「新規願」である。同年四月二十九日付の記事によると、御幸町六角下ル町の堺屋庄吉と、大宮通三条上ル町の米屋新兵衛は、京都を訪れた旅人や商人を対象に「宿屋又ハ借シ座鋪、前々より仕来り」、それを商売にしていた。^⑦しかし、近年では「猥ニ旅人商人宿致候もの数多有之」、従来から宿屋渡世をしている者らの営業に差し障り、その上旅人にも不勝手不自由が生じている。ゆえに、宿屋や借座敷渡世の者たちが今後も商売を続け、旅人も難儀することのないよう取り締まるため「宿屋共借座敷改会所」を設けて印札を渡し、毎月銀七分を印札料として集めるようにしたい、と申し出た。これを受けて役所は京都の宿屋渡世をしている者たちを集めて彼らの同意を得て、二人の申し出の通り、印札を受けない者は「宿屋并一夜宿をも致申間敷」と触れた。その後、六月に三条大橋東入町に「宿屋并貸座敷改会所」が設置され、宿屋渡世のものは印札を得るようにと触れられた。^⑧しかし、依然、印札を受けずに宿屋を営む者はいたようで、二か月後の八月に町ごとに宿屋や貸座敷をしている者を報告させる旨の触れが出されている。^⑨

こうして、堺屋庄吉らの発案をきっかけに宿屋の同業者集団としての結束が始まった。また、会所の設置をうけて、宿泊業者の有無の確認を町単位の調査に委ねられたため、無断で宿屋営業をすることは難しくなった。

しかし、門前や境内で参拝者を宿泊させる寺社からの反発を理由に、明和元（一七六四）年二月に会所は一旦停止になる。それでも「商売筋二而も無之、猥ニ旅人商人之宿致シ候義ハ有之間舖事」と規制の釘をさしている^⑩。右のような事態は、近世中期以降、旅人の流入の増加と同時に、京都では宿屋を営む者が急激に増加し、既存の宿屋渡世の商人たちの商売競争の激化を反映したものと考えられる。とくに「商売筋二而も無之」者たち、つまり本業が宿屋ではない者たちも、旅行客を宿泊させていたことが大きな打撃になったようである。そして今度は個人の名前をあげずに、同業者集団として、明和三（一七六六）年五月に、三条・五条・六角の宿屋渡世の者たちが難儀を訴え、役所は再び「商売筋」以外の宿屋営業の禁止を触れた。このとき「新規宿屋仕間敷旨」が各町へ触れられ、新規の参入が明確に禁止された。

以上より、一七六〇年代の京都では、宿屋の制度的な組織化と宿屋数の増加に歯止めをかけるための動きがおきていたことがわかる。京都の宿屋はまず、会所を設置することによって存続を図

りはじめた。会所は停止になったものの、明和三年五月の町触も含め、この時期に既存の宿屋の商売敵として想定されたのは、新規参入者と本業が宿屋ではない者たちであった。

第二節 宿屋と寄宿の区別と営業地の制限

新規参入が制限されてもなお、宿屋の存続を脅かすともなされた宿泊業者が寄宿である。宿屋の営業権を確保するために宿屋と寄宿は区別され始める。

安永元（一七七二）年四月、堺屋庄吉は再度、会所の設置の願いを出した^⑪。内容は、方々で勝手に寄宿が営まれ、京都へ多数の旅人が来ても「相定有之候宿屋町へハ不能越」、所縁を以て手馴れていない者の所で逗留する旅人が多く、従来の宿屋も旅人自身も難儀している状況を改善するため、「寄宿借座敷改所」を設置して、札料として銀七匁と毎月銀七分を集めたい、というものであった。これをうけて役所は宝暦一三年の「宿屋并貸座敷改会所」設置の際と同様に、「宿屋渡世」の者たちの同意を得て会所の設置を認め、六月に高倉二条下ル町に「寄宿并貸座敷改会所」が置かれた^⑫。

この時、印札を受ける際の金銭的負担が「宿屋并貸座敷改会所」の時よりも増した上、印札を受けない者は三条大橋や五条大

橋などの道者が多い場所での営業が禁止された。中・長期的に滞在させる寄宿の数を制限することで短期滞在が目的の宿屋の営業を守ろうとする意図が読み取れる。札料の値が宿屋の時よりも高いこと、寄宿の営業地が制限されたことに注目すべきであろう。三条大橋・五条大橋界限では、宿屋と寄宿が混在していた可能性も想定できる。

また、「宿屋并貸座敷改会所」は宿屋数を直接制限するものであったのに対し、「寄宿并貸座敷改会所」は寄宿数の制限によって宿屋の営業を間接的に保護するものであるという違いがある。

「寄宿并貸座敷改会所」は寄宿の利権を保証することを本質的な目的としていたのではなく、あくまで宿屋の保護を意図した設置であったと理解するのがよいであろう。^⑭

ところが堺屋庄吉は真加金の不納のため追放され、役所が会所の機能を引き継いだことが安永四（一七七五）年に触れられている。^⑮同時に、堺屋庄吉から印札を受けたものは新たに役所から印札を受け取り直し、月々の札料も役所に納めるようになった。また、新規に寄宿、貸座敷、旅人商売人の宿屋業に参入する場合の届け出も役所で受け付けるようになる。

さらに翌安永五（一七七六）年、役所は「宿屋之外二而親類縁者身寄り之外、伊勢参宮人西国巡礼道者之宿堅く致間敷候」と、

旅人の宿屋以外での宿泊の禁止を触れ、寄宿や貸座敷で旅人を専宿させることを禁じている。宿屋の客（＝旅人）は、伊勢参宮や西国巡礼の道者が対象であると明確に規定されたのであった。^⑯宿屋の客層を詳細に限定することで、営業権の確実な保証が求められたともいえる。さらにこの時には、伊勢参りや西国巡礼の更なる興隆を背景に多くの人々が京都を訪れるようになっており、滞在者の滞在期間の長短によって止宿の場を規定することには防犯上の目的もあつたのであろう。

ところが安永九（一七八〇）年の触れをみると、役所に印札を発行された京都内各所の寄宿渡世の者たちが、旅人の往来する「道筋江出張等いたし」、伊勢参宮や西国巡礼の「旅人を差留メ、専宿いたし候者共多在之」ということが起きていたため、宿屋は生業を失ってしまうという。訴え出たのは「三条大橋東詰町、同通中嶋町、五条橋東式町目、柳馬場六角下ル六角堂前町」の五町の宿屋（図1参照）で、いずれも旅人の往来筋、もしくは巡礼地付近の宿屋であつた。この動きは、役所公認の寄宿の増加を受けて旧来の宿屋町が自身の営業地を確保しようとするものだと考えられる。訴えをうけた役所は、この五町の宿屋以外の者が往来筋で客引きを行うことを「堅く致間敷候」とした。また、一四年後の文化十一（二八一四）年にも同様の触れが出され、「右鉢之

儀堅致間敷旨、安永五申年十月、同九年子六月為申通候」とあり、役所が寄宿とその営業地の制限を意識し始めたことを自覚しているのは安永五年であるといえる。また、旅人の宿泊だけではなく、業者の客引きに制限をかけるようになった点に注目したい。『都名所図会拾遺』^②には、暮れ頃に入京した旅人に対して、強引な客引きをしている様子が、「名物」として描かれている。当時の京都ではこのような客引きの光景がめずらしくなかつたのであろう。

一方で、宿屋渡世以外の者が旅人を泊めることも続いていたよ
うで、この時期に旅人が記した記録の中にも、「西六条油の小路御前通り上ル町大坂屋平兵衛方に宿りを定む。この家は薬種渡世にて、みせ先には金看板などありて泊り屋の様ならず、奥に入れば泊や同様也。」^③とある。

以上より、旅人の往来筋の宿屋の利権が次第に細かく規定されていく過程が明らかになった。整理すると、まず、「寄宿并貸座敷改会所」の設置により宿屋と寄宿の区分が明確になり、印札を受けない寄宿は、既存の宿屋が多い三条大橋・五条大橋・六角堂界隈で営業ができないことになった。その後、宿泊業は役所の公認制になるが、伊勢参宮と西国巡礼の旅人を宿泊させる権利は宿屋にのみ認められた。さらに、三条大橋・五条大橋・六角堂界隈の旅人が多い場所での寄宿による客引きは禁止された。つまり、

三条大橋・五条大橋・六角堂界隈の宿屋は、自身の店舗が立地する空間を行き来する巡礼などの旅人を他の宿泊業者よりも優先的に宿泊させる機会の保証を得ていたことになる。

本章では、一八世紀後半から一九世紀初めにかけての京都の宿泊業に関する動きを概観した。旅行の流行を背景に宿泊業が発展し、役所は宿泊施設がある場所の限定と業者の把握をねらうが、その効果が大きかつたとは評価しがたい。また、旅人は勝手を分かつたに、引き込まれるがまま、各地・各種宿泊業者のもとで宿泊してしまふ。それでは、中島町のような旧来の宿屋が持つ、往来が多いという立地の好条件の意味が次第に失われてしまふ。よつて、会所や印札による宿泊業者の増加の制限だけではなく、役所に伊勢参宮や西国巡礼の旅人を優先的に受け入れる権利を認められ、営業地や客引きの空間的制限も設定して生き残りを図つたのである。

① 『京雀』（浅井了意著、寛文五（一六六五）年刊行）など。

② 京都の商人たちの仲間の結成が多くなるのは、宝暦・明和・安永期とされている。しかし、これより先の正徳二（一七一二）年に茶屋株と旅籠屋株が成立したとされている（京都市編『史料京都の歴史』九、中京区編、平凡社、一九八五年、四二七頁）。また、茶屋や旅籠屋に対しては、遊女を隠し置くことの無いように、嚴重な取り締まりがあったという。寛延三（一七五〇）年に茶屋で「宿いたし候もの等有之、

於致露頭ハ」厳しく咎めると触れており、茶屋での宿泊は禁じられていた。

- ③ 野間光辰編『新撰京都叢書』第一卷、臨川書店、一九八五年。
- ④ 『京都御役所向大概覚書』上巻、清文堂出版、一九七三年。
- ⑤ もとは旅行者相手に食事を提供する宿を旅籠屋と言ひ、そうではない宿は木賃宿などとされていた。なお、宿泊施設の語彙の起源などについては『講座日本風俗史別巻四〇六 旅風俗一』三(雄山閣、一九五九年)を参照した。
- ⑥ 京都町触研究会『史料京都町触集成』第一―第十三巻、岩波書店、一九八三―一九八七年。
- ⑦ 塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(藪田貫・深谷克己編『展望日本歴史15近世社会』東京堂出版、一七六―二〇八頁、二〇〇四年)(初出は『史林』七〇・五、一九八七年)で近世中期における京都の会所の設置について基本的なことがまとめられている。
- ⑧ 前掲⑥第四巻、二四六項、八九八号(以下「町触」四巻、二四六項、八九八号と略記)。
- ⑨ 堺屋庄吉と米屋新兵衛に関する詳細は本稿では明らかにできなかったが、「右之者洛中洛外其所々江国々より罷登候旅人諸商人等」の宿屋または貸座敷を営んでいたという前掲⑥の史料中の記載より、当時の京都の各地で、旅人を相手にした商売を多様な形態で営んでいた人物であろうと推察する。
- ⑩ 『町触』四巻、二五一項、九一九号。
- ⑪ 『町触』四巻、二五七項、九四六号。
- ⑫ 『町触』四巻、二八九項、一〇四六号。
- ⑬ 『町触』四巻、四〇三―四〇四項、一四七〇号。
- ⑭ 『町触』五巻、一七四項、六四七号。なお、庄吉の住所が宝暦一三年の史料では「御幸町六角下ル町、安永元年のものでは「潜水門前

老町目」となっているが、その理由は前掲⑨によると考える。

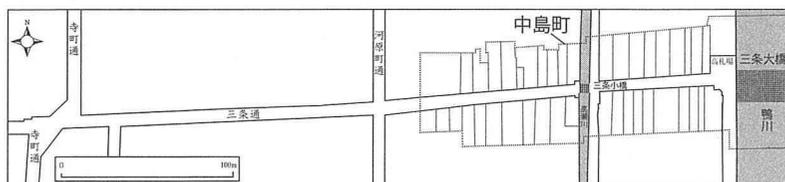
- ⑮ 『町触』五巻、一八一―一八二項、六七〇号。
- ⑯ 「宿屋并貸座敷改会所」も「寄宿并貸座敷改会所」も、宿屋や寄宿に加えて貸座敷の監察が含まれている。これは、前掲⑨でも触れたが、堺屋らが旅人相手の多様な商売を営んでいたことを示すものではないかと考える。また、「貸座敷」は会合などの際に有料で座敷を貸すことであるが、男女の密会の場として利用される場合もあったという。
- ⑰ 『町触』五巻、三三三項、一二四九号。
- ⑱ 『町触』五巻、三五三項、一三五一号。
- ⑲ 『町触』六巻、八一―八二項、二六五号。
- ⑳ 安永九(一七八〇)年の『町触』では「柳馬場六角下ル六角堂前町」となっているが、後出の文化十一(一八一四)年のものでは「柳馬場六角下ル町、六角堂前町」と表記されているので、本稿では三条大橋両詰・五条橋東式丁目の町と合わせて五町とする。
- ㉑ 『町触』九巻、二八七項、八四〇号。
- ㉒ 秋里離島「都名所図会拾遺」一七八七年(新修京都叢書刊行会『京都叢書第十二巻』光彩社、一九六八年)。
- ㉓ 駒敏郎・村井康彦・森谷勉久編『史料京都見聞記』第三巻、法蔵館、一九九三年、一九三頁(以下、「見聞記」と略記)。

第二章 中島町の立地環境

第一節 「中島」から中島町へ

本章では、三条大橋・五条大橋・六角堂界隈の宿屋が前章でみたような特権を与えられた背景にある立地上の特徴について、中島町を中心に論じる。京都の宿屋の集積地はいずれも訪問者が最

図3 中島町とその周辺の概略図



『京都地籍図第1巻』不二出版、2008年を参照した。ただし、中島町内については、京都地方務局本局の明治中期以前と思われる旧公図データに基づく。

初に目指す場所となりえた可能性が高い。三条大橋界隈は東海道からの訪問者にとつての京の入口であり、五条大橋界隈は伏見を介して大坂や奈良からの入口にあたる。また西国三十三所札所の巡礼者は六角堂とその門前を目指したのである。六角堂の近辺は近世の京都市街地の中心地に位置しており、訪問者の主目的地に近接した立地として理解できるが、三条・五条大橋界隈はいずれも市街地の外縁にあたり、訪問者の最終的な目的地との関連がはつきりしない（図1参照）。近世の都市空間における宿屋街の立地条件を考えるにあたり、都市のゲートとなる交通路と接する外縁部が重要であることについては、従来

必ずしも十分に注意されていないのではなからうか。そこで本章では三条大橋とその西詰に位置する宿屋街・中島町（図3）に注目し、その立地条件の特徴を検討したい。

三条大橋は、天正一八（一五九〇）年、豊臣秀吉の命により、増田長盛が架橋し、その翌年に三条小橋も架橋されたと伝わっている^①。また、秀吉は京都にいわゆる御土居をつくらせて洛中と洛外の境界を設定したとされるが、このとき設けられた御土居の「口」の一つが三条の栗田口であった（図1参照）^②。

では、三条に橋が架かったことで周辺の様子はどう変化したのであろうか。架橋以前の三条の橋については史料が乏しいので、絵画資料を参考にして検討してみる。景観年代が大永五（一五二五）〜天文五（一五三六）年の「洛中洛外図」（歴博甲本）^③には、三条河原に小さな板橋のようなものが描かれているが、四条の橋や五条の橋の描写と比較しても、その構造は簡素である。鴨川にある中洲は「中島」と呼ばれ、後の中島町の町名の由来とされている。また、河原には田畑がみられる。景観年代が天文元（一五三二）〜弘治元（一五五五）年の「洛中洛外図」（上杉本）^④には、三条河原で相撲をしている様子が見られるが、三条に橋は描かれていない。一方、四条や五条の橋は、こちらもしっかりとした構造の橋が描かれている。三条大橋架橋以前の一六世紀の段階では、

三条河原周辺はあくまで河原であり、都市部とは断絶した景観であったことがわかる。

時代が下がり、徳川政権による街道整備がおこなわれ、三条大橋は粟田口を通る東海道の帰着点として往来が盛んになる。さらに、鴨川の護岸工事で石垣がつくられ、河原は都市的な景観へと変化した^⑤。三条大橋は「洛中洛外町統」として市街地の一部に含まれ、向こう岸への連続性を持つようになる。「中島」にも家々が並び、近世では中島町という一つの町が成立し、下古京南良組に所属した。図3を参照する限り、町は東西に約二百メートルの両側町であったと考えてよく、ほぼ中央に流れる高瀬川上に三条小橋が架かっていた。

三条大橋の利用について、朝尾直弘氏は、朝鮮通信使や將軍の使者「上使」の通行の際に橋の架け替えが行われたり、町衆たちが出迎えに行ったりしたことなどを紹介している。また、必ず通らなければならぬ橋詰の周辺は罪人の処刑後の晒場として、見せしめの場に為政者が選ぶのには最適であったという。さらに、中島町内には高札場が設置されていた(図3参照)。政治的な観点からも三条大橋は、公儀橋として為政者の力を示し、かつ京都の玄関口として人々に意識されていたことがわかり、中島町内の往来の多さは想定できる。

したがって、三条大橋は東からの京都を訪問する旅人が必ず通過するボトルネックとなる場所であり、宿泊業者としては集客に最も適した条件を備えていたといえる。また訪問者にとっても、市中で他の宿屋を探し歩くよりも早く落ち着くことができる。本稿では詳しく触れることはできないが、五条大橋界隈が宿屋街となつた理由も同じだと考えてよいであろう。また、後述するが、江戸期の三条大橋の維持管理は中島町の「御公儀」の役目の一つとなつた。彼らは公儀の役目として三条大橋の管理を行いつつ、京都の玄関口に位置するという立地上の利点もいかし、そこを行き来する旅人を相手に宿泊業を営んでいた。

中島町に宿屋が集中し始めた具体的な時期は明らかにはえないが、十七世紀から宿屋の集積地として認識されていたのであろう。寛文五(一六六五)年『京雀』では「大はし小はしのあい中島町此町旅人の宿かすとにや古しへより旅人に一夜は宿かせども二夜は借ざる掟なり^⑦。」と、同町の宿屋では一宿しかできないとされている。同時期の寛文四(一六六四)年『所歴日記』^⑧で石出常軒が同町の宿屋に宿泊した例がある。寛文四(一六六四)年三月二四日の条に「……たそかれに成て都につきぬ、其日は三条小橋中島町と云所にかりのやとをさたむ。」と常軒が中島町で一泊したことがわかる。しかし、翌二五日の条では樵木町へ宿替えをしてお

り、これ以降、京都を立出する翌月一四日まで常軒が宿を替えた記述は見当たらない。一七世紀中期頃は、中島町内に留まれるの
 は一夜のみで、町内の他の宿屋に移ることも不可能であったよう
 だ。一方、他町での連泊は可能であることもわかる。この掟が定
 められた明確な理由を示す史料や、江戸時代を通じて掟が存続し
 たのかは管見の限り確認できない。だが、おそらくこの町が「京
 都の玄関口」にあたり、人の出入りも多い場所なので、次々に流
 入する旅人を素早くさばくために定められたのであろう。

また、一八世紀の、『都すゝめ案内者』^⑨や一九世紀の『都名所
 車』^⑩には宿屋の名前が三〇件以上紹介されている。

第二節 中島町を行き交う人々

では、実際、中島町を行き来する旅人は、京都の玄関口をどう
 見たのであろうか。また、三条大橋の往来の多さや、にぎわいは、
 旅人たちの目にどのような空間として認識されたのであろうか。

『史料京都見聞記』に掲載されている紀行文を例示してみる。

天和三（一六八三）年の『千草日記』では天和三年三月二十六日
 の条で、「（中略）三条のはしをわたる。としごろあづまに有て、
 いけるかぎりの幸にて、けふみやこにつくもいとうれしう、又す
 ぎにしことのおもい出らるゝに、あはれるなふしもうちまされ

り」と述べている。^⑪作者が「みやこにつ」いたと実感を得て、安
 堵したのは「三条のはし」を渡った後であったようだ。わざわざ
 「三条のはし」を渡ったことを記載していることに注目したい。
 また、他の紀行文中にも、在京中の京都見物の最中に三条大橋を
 渡る事があれば記録している。かれらにとつて、三条大橋は京
 都の入口という名物であり、橋を渡ることが非常に印象深いもの
 であつたのであろう。

ドイツのケンベルが来日した際の記録、元禄四（一六九一）年
 の『江戸参府旅行日記』をみると、ケンベルが京都を訪れた
 とき、「三つの川を越え」て「本来の京都の町に入った」と述べ
 ている。^⑫「三つの川」とは、彼が渡った順に白川、鴨川、高瀬川
 のことを指している。つまり、三条大橋を含む三つの橋を渡ると
 「本来の京都の町」に至る。「本来の」とは「洛中」のことを指
 しているのであろう。ここでは「洛中」こそが「京都」であり、
 三条大橋・小橋を渡る過程で中島町を横断して「本来の京都の町
 に入った」ことが表現されている。

以上の二例は、旅人にとつての三条の橋を渡る意味がわかる例
 であつた。中島町は東からの旅人が京都に到着して、最初に通る
 町として旅人の目に映っていた。

一方、宝暦六（一七五六）年からの本居宣長の『在京日記』で

は、室暦六年七月一六日の条に、大文字を見物するために宣長がまず向かったのは「三条のはし」であったことが記されている。

このとき、多くの見物人が三条大橋へ向かい、寺町通りまで混雑していたという。三条大橋は大文字見物のためのスポットとして人々が集まってくる場所であったことがわかる。寺町通りまで混雑していたということは、中島町もたいへんなにぎわいであったのであろう。宣長が言うには、橋の上からは大文字以外にも松ヶ崎の妙と法の字、船形も見えたようなので、確かに見物には適した場所であったようである。先ほどの引用部分の続きには、「こよひは鴨川すち上より下迄、人多く出で見侍る、三条の橋のうへより、かみしもを見れば、火共多く見わたされて、けに都の内なからは、かく繁花はあらしと、いと、めおとろかる。」と橋の上から河原のにぎわいを見渡した様子も描写されている。

また、寛政九（一七九七）年の『伊勢参宮名所図会』^④には三条大橋の上から南部を見渡す二人組が描かれ、案内人らしき人物が傍らの人物に案内をしている。さらに、京都の名物として三条大橋の擬宝珠に刻まれた銘文を記している者たちもいる。例えば、元文二（一七三七）年、博望子の『洛陽勝覽』^⑤や、天保九（一八一八）年、『十国巡覽記』^⑥などにみられる。

以上から、人々にとって三条大橋の存在は、単に鴨川を横断す

するための手段というものではなかったといえる。まず、東からやってきた人々には、旅路の果てに京都の入口を実感させる場であった。旅人にとってその往来の多さやにぎわいも印象深いものであったのであろう。また、滞在中の人々は、橋を渡って洛外の名所観光へ向かい、時には東山の社寺や大文字の送り火など、京都名物を橋から一望した。三条大橋は交通の手段という本来の目的以外にも、京の玄関口として橋自体が京都を象徴するものであると人々に認識され、時には京を見渡す場所になったことで周辺ににぎわいをもたらしたことであろう。中島町の宿屋は、このように視覚的にもわかりやすい都市の玄関口に立地していたのである。

- ① 碓井小三郎編『京都坊目誌』一九一五年（野間光辰編『新修京都叢書』第十七〜二十一巻、臨川書店、一九七六年）。
- ② 中村武生「御土居堀ものがたり」京都新聞出版センター、二〇〇五年、四一〜四二頁。
- ③ 京都国立博物館編『洛中洛外図 都の形象——洛中洛外の世界——』淡交社、三三〜三五頁、一九九七年。
- ④ 同前、四〇〜四一頁。
- ⑤ 朝尾直弘「洛中洛外町統」の成立——京都町触の前提としての——（京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年）、一七頁。鴨川の新堤の設置は寛文九（一六六九）年七月から始まった。
- ⑥ 朝尾直弘「公儀橋から町衆のはしまで」門脇慎二・朝尾直弘編『京の鴨川と橋——その歴史と生活——』思文閣出版、二三三〜一七八頁、二〇〇一年。

⑦ 野間光辰編『新修京都叢書』第一巻、臨川書店、一九七六年、二四六頁。

⑧ 『見聞記』（第一章注②）一、一四頁。

⑨ 宝永五（一七〇八）年『都すゝめ案内者』に「京都一宿の所家名の項に三八軒が記載されている。（野間光辰編『新修京都叢書』三、臨川書店、一九七六年）。

⑩ 文政三（一八三〇）年『都名所軍』には「三条中島旅籠屋」の項に三五軒が記載されている（野間光辰編『新修京都叢書』五巻、臨川書店、一九七六年）。

⑪ 同前、一〇九頁。

⑫ 同前、一九三〜一九四頁。

⑬ 『見聞記』二、一七頁。

⑭ 部関月編『伊勢参宮名所図会』臨川書店、一九九八年。

⑮ 『見聞記』一、三四八頁。

⑯ 『見聞記』三、一三六頁。

第三章 中島町の役割と宿屋仲間掟

第一節 橋詰町としての役割

本章では、中島町文書を活用して、京都の出入り口という立地条件と結びついた中島町の特徴として、三条大橋との関わり、および東海道から入京する旅人の集客のあり方について、検討を加えておきたい。三条大橋と小橋を渡る旅人を相手に商売をしている中島町の住民にとって、橋の存在は生活と切り離せないものである。本節では、橋と町の関係についてみてみる。

三条大橋・小橋は公儀橋として橋の建設・維持・修復の一切を幕府の管轄で行われ、破損・流失した場合はすぐに修理された。そのためには日常的な管理が不可欠で、橋の付近の橋掛り町と呼ばれる橋筋の町々に義務付けられていた^②。特に橋詰の両町の負担が多く、三条大橋西詰の中島町も、同東詰の大橋町とともに日常的な管理を行っていたことが中島町文書の「橋之事記」と「川之事記」に記録されている。

「橋之事記」^③には、元禄五（一六九二）〜安永四（一七七五）

年の三条大橋・小橋の破損状況の報告、町が行った橋の手入れの記録が中心だが、出水等で四条の仮橋が流失した際に祇園社の神輿が三条大橋を通過して迂回したことも記録しており、多岐にわたる橋と中島町とのかわりがわかる。一方、「川之事記」^④は享保二（一七一七）〜安永八（一七七九）のもので、「橋之事記」よりも詳細な鴨川の出水や、それに伴った橋の修理過程などの記録が残されている。「橋之事記」も「川之事記」も冒頭部分に「於先代二年寄之雜記中類聚抜書焉」とあり、町の代々の年寄の雜記から、後代の年寄が一部抜粋して書き残したものだと思われる。抜粋された記事がどういう基準で選ばれたのかは断定できないが、中島町が行った橋の管理の様子をわかる史料である。

まず、「川之事記」によると、享保二（一七一七）年五月に、

三条大橋の東西橋詰町は「常々橋之役勤候故先年之通此度も役付御免」と記載されている。^⑤川渡えは、町代が町々から徴集する人足の一つである。しかし、橋そのものの管理にあたる役割のために、中島町は免除されていたのであろう。「常々之橋役」に相当する事柄として、「橋之事記」に見られるような「橋洗い」といわれる、橋脚に引つ掛かる塵芥を取り除くことや、また、「高欄朽損ジ出来之義御訴へ申上候」というような橋の朽損報告といったことが挙げられる。平時の管理はこうした掃除や点検が主なものであったが、高札に書かれた事項を守り、河川の管理の徹底のために他町へ働きかけることもあったようだ。

次に、「川之事記」の享保十四（一七二九）年九月の洪水に関する記録をみてゆくと、「御分水木」といわれる水深計を観測しながら川の増水を報告していたことから、川の増水時にも対応していたことがわかる。このような水深の報告は、この年の九月四日に、三条大橋東西両詰と五条大橋東西両詰は「御分水木」の数値が「三尺已上二成候ハ、増候度々御断り可申上旨被仰出候」と役所から命じられたからであった。^⑥

さらに、安永四（一七七五）年の六月一日の洪水時の記録を参照してみると、洪水により「御分水木」やそれを支える「杭」が流れてしまった上に、当時は仮橋であった二条と四条の橋も使え

なくなつたという。そこで、「当所いよいよ往来留り、此節御橋殊外破損いたし往来危候あいた橋詰之町中不残罷出世話いたし候」と、川の東西の往来を止めないことで、京都の入口としての意義を保持していた。

これらのように、彼らが常時も非常時も橋と川の管理を行い、役所に逐一報告していたことから、当時の橋の重要性がわかる。また、橋が損傷した場合は通行人に危険が及ばないようにもしていた。川渡え人足が免除されたのも、こうした実務を日常的に遂行していたことの表れであろう。だが、中島町にとって橋の管理は、単に公儀の命によって負担させられたものではなく、自身の宿屋渡世のための客人の往来を保護し、宿泊業にとって有利な立地環境を維持するという意味もあつたと考えてよいであろう。それゆえ、橋の維持管理を行うことを常々意識し続けられたともいえる。

第二節 中島町の宿屋渡世と集客の掟

中島町にとつて三条大橋の維持管理は自身の生業に深く関わっていたが、さらに宿屋渡世に不可欠なもの集客である。本節では中島町文書の「当町宿屋仲間之掟」^⑦から読み取れる都市空間における客引きの秩序を考えたい。当史料は、同文書において宿屋

渡世の内容に関わる数少ない史料である。
当町仲間定之事

一 西口出向場所一所江老人宛差出ス事

一 寺町之辻其外他所於辻本にてくわへさせる喧嘩口論堅致間
鋪候事

（中略）

一 寺町之付入り候客衆者門口切に可致事

一 遠方之付入り候客衆者相互ニ可致事

尤木質旅籠等直段客衆間合候ハ、仲間定之通相互ニ急度相
守可申事、并國々之指図之客衆右同様可為候事

一 当町内行抜ケ之客衆、東江行ぬけ候節者小橋之東之宿屋計
大橋江出籠致可申候事、西江行ぬけ候客衆者小橋之西之宿
屋計河原町ニ出籠可致候事

一 当町内宿屋仲間之儀者従往古掟を不背相互ニ渡世之妨ニ不
相成様諸事嚴重ニ申定有之、商売無滞仕来候、……

（中略）

一 寺町之辻江近來者奉公人差出不申処左様ニ而者不勝手之儀
も可有之哉、双方差支ニ不成様ニ一統相談之上是迄之奉公
人衆其年之人数ニ応而半分宛格日ニ差出し可申事、寺町之

辻家々商ひ店先之妨ニ不相成様心懸、一ツ所ニ寄り塊り高
声ケ間敷事相慎ミ可申候事、殊更往來繁場所ニ候間前後無
油断相心得可申候様名々主家之奉公人江急度申付差出し可
申事、此外古來之掟諸事相背仲間鋪事

一 当町内者仲間間年行事当人兩人宛一ヶ年替り順番ニ相勤可
申候事

一 仲間諸式勘定者順番年行事替り之節惣仲間立会算用可
致事

右之通相互ニ申合堅ク相守可申事

当町

宿屋中

仲間間連印

（以下省略）

この掟は、文政一三（一八三〇）年頃のもので、四条目に「当
町内宿屋仲間之儀者従往古掟を不背相互ニ渡世之妨ニ不相成様諸
事嚴重ニ申定有之」とあり、町内には古くから宿屋の掟が存在
していたと考えられる。ただし残念ながら、先行する掟は中島町
文書には残されていないため、本稿ではさしあたり当史料から読
みとれる事柄を検討する。

掟の条項を見ていくと、町の西口に出迎えの者を一人出すこと、

寺町の辻をはじめ、他所できせるをくわえ、喧嘩や口論をしてはならないこと、客引きの作法、などが定められている。これらの掟は宿屋渡世の円滑化を目的としたものである。とくに客引きの作法に關しては詳細な取り決めが存在していた。

例えば、「寺町へ付入り候客衆者門口切二可致事」という条目と、「遠方へ付入り候客衆者相互二可致事／尤木賃旅籠等直段客衆聞合候ハ、仲間定之通相互二急度相守可申事、并國々々差圖之客衆右同様可為候事」という条目がある。中島町で宿探しをする旅人に対して、前者は、寺町方面から到着した客に対する呼び込みは各家の門前で行うこと、後者は遠方から到着した客は互いに自由な呼び込みを行えるが、宿賃は仲間定めに従うことが定められている。町内でも、寺町に近い西側の宿屋は、東海道からの客が到来する三条大橋から遠くなるうえ、到来する客数も大橋側の方が多くなると想定される。よつて、寺町側の宿屋が、寺町側から到来した旅人を確保しやすくするための措置であると考えられる。

また、「当町内行抜ケ之客衆、東江行ぬけ候節者小橋へ東之宿屋計大橋江出籠致可申候事、西江行ぬけ候客衆者小橋へ西之宿屋計河原町二出籠可致候事」という条目がある。おそらく、中島町を単純に通り返すだけの旅人に対する客引きは、三条小橋で町内を東西に二分し、町内を西から東へ通り抜ける旅人については、

小橋より東の宿屋が三条大橋付近で待ち受け、東から西へ通り抜ける旅人は小橋より西の宿屋が河原町付近で待ち受けるようにしていたのであろう。

これらの条目から読み取れることは、客を取る際の空間的な制限を設けることで、町内の営業権の平等性を保持しようとしていたことである。第一章で見たような京都における宿屋営業や客引きの空間的制限が、個別の町内においては、さらに詳細に規定されていることを示している。

一方で、「寺町之辻家々商ひ店先之妨二不相成様心懸」とし、往来の多い場所で、奉公人たちが集まって大声で客引きをしないように取り決めている。この点は京都内での客引きの激化を懸念したものであろう。

中島町の宿屋の仲間掟からは、自身の生業を守りながら、役所が触れる注意事項を順守するという意識が読み取れる。残念ながら、中島町文書では他に宿屋としての実態を伝える史料に乏しいが、右の仲間掟は近世京都の宿屋集積地における客の流れやその応対について、空間的な秩序の一端を示すものだといえよう。

① 松村博『京の橋物語』松籟社、一九九四年、九八頁。

② 前掲①、一二六頁。なお、江戸や大坂の公儀橋付近では髪結床の営業が許可され、彼らに橋の管理が課されていた。京都では三条白川橋

の付近に髮結床が営まれていた。

- ③ 「橋之事記」 中島町文書（京都市歴史資料館蔵写真真版）。
- ④ 「川之事記」 中島町文書（京都市歴史資料館蔵写真真版）。
- ⑤ 「川之事記」 四五四〇一八六三、八六四、（以下「川之事記」四五四〇一八六三、八六四と略記。後出の中島町文書についても同様に、「表題」整理番号、と略記）。
- ⑥ 「橋之事記」 四五四〇一五八〇。
- ⑦ 中島町内、橋の西詰めの高札には、次のように書かれていた（『町触』一卷、三三二項、七一七号）。

条々

- 一 往還人並牛馬にいたるまで橋の上に停滞いたすへからざる事
- 一 橋下敷石より上壱町、下四町之内にて石砂並魚を取りましき事
- 一 敷石上壱町、下四町之外たりといふ共、東西之石垣近所、惣而川岸を除、中筋にて石砂可取之事
- 一 敷石の上へちりあくたを捨、又ハものをあらひ水をあひ申間敷事
- 一 町裏石垣一切築出す間敷事
- 右条々可相守此旨、若於有違反之族者可為曲事者也
- ⑧ このとき、橋が流されないために行っていた処置については松村氏の前掲①（一三九―一四〇頁）に紹介されている。
- ⑨ 「川之事記」 四五四〇一八七二。
- ⑩ 「橋之事記」 四五四〇一六八四。
- ⑪ 「諸式納帳」 四五四〇一三三二―一三八。

おわり に

旅人の流入の増加を受けて十八世紀半ば頃には、京都の各所に

宿泊・滞在施設が多数存在していたと考えられる。その中でも特に宿屋は、往来が多く、旅人たちがめざしたであろう三条大橋・五条大橋・六角堂界隈に集積していた。やがて一部の宿屋たちは会所を開設し、宿屋渡世許可の印札を発行して新規の宿泊業者の増加に規制をかけたたり、長期滞在をさせる寄宿を制限し、巡礼の旅人の宿泊については宿屋への優先的な受け入れを役所に認められたりすることで、宿屋としての生業を維持しようとした。このような宿屋の利権獲得の過程において、宿屋とそれ以外の宿泊業者間の営業地と客引きの空間的制限や、宿泊させる客の種類が次第に細かく規定されていった。

また、宿屋集積地の一つである中島町は、宿屋渡世と同時に京都の玄関口として旅人の目に留まる名所「三条大橋」の維持・管理を大橋町と共同で行い、交通の円滑化を担っていた。彼らにあって橋の管理は御公儀の役目であるだけでなく、直接彼ら自身の生業に関わる立地環境を保証するものであった。

一方、中島町の宿屋仲間の掟には町内外での客引きについての詳細な決まりが制定されていた。それは京都における宿泊業の営業や客引きの利権を認められた上でも、なお盛り込まれたものであった。このように、旅人の止宿の場である宿泊業者の活発な動きがみられる点は観光都市の特徴の一つであるといえよう。

以上の知見からは、近世の都市の宿屋の特徴として、二つの点が重要であったことが浮かびあがる。第一に、都市内で宿屋渡世に適した立地条件に基づいて宿屋街が形成されていることである。第二に、都市内の他の宿泊業者との競争に打ち勝つため集住地域ごとに組織化し、営業権をほぼ独占的に認められた宿屋渡世に好条件の空間を持ち、さらに個別の町内においても客引きを空間的に制限して営業の平等性を図っていたという点である。

これらの点は、宿屋の止宿以外の役割に寄せてきた従来の研究では、あまり注意されてこなかった事例である。ただし、宿屋仲間たちの組織化や特権的な営業権に関しては保谷氏が江戸の例について触れており、京都でも類似の動きの存在が明らかになったといえる。しかし、江戸の宿屋に関する研究成果と比較すれば、京都の宿屋は、その主要な旅客は巡礼者であり、彼らの往來の道筋が宿屋の立地と集積を規定する重要な条件となっており、さらに、旅人の種類だけではなく、空間的な要因も客引きなどの集客に影響していたという特徴がある。

ただし、本稿の検討は、中島町という個別の場所と宿屋渡世の職業集団に重点を置いており、他の橋掛り町との比較や、他の宿屋集積地との関係などについてはほとんど言及できなかった。だが、洛中の宿泊業者と、洛中洛外の境や洛外などの、主要な往來

筋から離れた地域の旅籠屋とされた宿泊業者の関係にも注目するべきであろう。また、役所が旅人の流入や止宿の場を把握する必要があった理由の一つには、治安や防犯面の関係が考えられる。本稿では検討することはできなかったが、杉森哲也氏が明らかにしたように京都には一貫町と呼ばれた木賃宿街が形成されており、下層社会の形成の場として、宿泊施設の都市における機能を検討することはやはり重要であろう。

今後は、さらに全体的な近世京都の詳細な動向と関連させていく必要がある。また、近世の人の移動や行動に関連しても、宿屋の研究は滞在という視点を中心に都市空間を捉える可能性を示すものである。

① 杉森哲也『近世京都の都市と社会』東京大学出版会、三四一―三五二頁、二〇〇八年。

〔付記〕 本稿は平成二十三年度に京都府立大学文学部歴史学科へ提出した卒業論文を加筆訂正したものである。史料の閲覧にあたって京都府総合資料館と京都市歴史資料館の方々に非常にお世話になりました。末尾ながら記して御礼申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科修士課程）

Urban Spaces and Inns in Early Modern Kyoto:
The Case of Nakajima-chō on the West Bank of
the Kamo River at Sanjō Bridge

by

SASAKI Natsuki

This study examines the institutional and spatial characteristics of inns for tourists in early modern Kyoto, with special reference to the inn district of Nakajima (Nakajima-chō). Many pilgrims headed for Ise Shrine or traveling the holy circuit of 33 Buddhist temples in the Kinki region (Saigoku Sanjūsan-ka-sho) tended to make a short stay at Kyoto, where a specialized hotel business flourished. Historical studies of inns in large cities, including Edo (the former name of Tokyo), Osaka, and Kyoto, have focused not on the economics or geographic locations of lodging businesses but on their subordinate activities, such as supporting lodgers who were engaged in judicial proceedings or seeking employment. Therefore, a study is needed of inns in early modern Japanese cities that considers the political, social, and geographical characteristics of the hotel business. Nakajima-chō serves as an ideal case study on aspects of the institutional evolution of hotel districts owing to its prime location at the west side of Sanjō Bridge, which was the main gateway to Kyoto and had the status of a landmark. A number of tourists have recorded their impressions of the area in their diaries.

Nakajima-chō residents recognized the value of their prime location for running inns for tourists. At the time, Kyoto had other establishments for accommodating tourists: *hatagoya*, which offered tourists accommodations as well as services from prostitutes; *chaya*, which supplied refreshments to tourists but not lodging; *kishuku*, which accepted tourists staying for lengthy periods, and ordinary inns. These types were distinguished by custom and government regulation. As they struggled intensively to attract tourists, Nakajima-chō and the other four inn districts with excellent locations formed a union and then requested to be franchised by the city government, which would help stabilize their business. These hotel areas were located along the main streets of Kyoto (Sanjō-dōri and Gojō-dōri) or nearby destinations of

pilgrimage (Rokkakudō Temple). They were given priority to accommodate tourists over other types of housings and districts. These districts strove to survive by maximizing the spatial restrictions on available space and by restricting barkers. Further, they were also legally allowed to accommodate tourists headed for the Saigoku Sanjūsan-ka-sho pilgrimage or Ise Shrine. However, a number of tourists also chose to lodge at other businesses or establishments that had not obtained the right to provide accommodations. Although the city government endeavored to control every lodging business area and establishment, it did not always succeed. These processes show the gradual granting of rights to inn districts as well as aspects of tourism in early modern Kyoto.

Sanjō Bridge was called a *kōgi-bashi*, public bridge, which indicates the role of the Tokugawa Shogunate in its management. However, the daily management of the bridge was left to the residents who lived at both sides of the bridge, namely, Nakajima and Ōhashi districts to the west and east, respectively. They were responsible for recording their activities related to managing the bridge. For example, they reported damage to the bridge in detail; they were required to let passers-by ford the Kamo River when the bridge was damaged by flooding. For inn hosts in the Nakajima district, securing the traffic of tourists meant securing their guests. If the bridge was out, they would not have guests. They also formed a merchant guild, where they established rules related to the use of barkers in order to maintain equal business rights. Individual districts had more intricate rules for attracting tourists compared with Kyoto. This trend shows the spatial requirements of streams of tourists and their reception by residents of the cluster of inns in Kyoto.

In sum, this work shows two characteristics of inns in early modern Japanese cities. First, hotel districts were formed at locations that were ideal for businesses targeting tourists. Second, hotel districts in Kyoto were organized in guilds to overcome competition from others. They controlled the locations ideal for inns and were allowed to operate exclusively. Further, they ensured equal business rights by imposing restrictions on barkers. Studies on inns show the possibilities for understanding urban places as locations to accommodate tourists.